

第 1 部 計画の全体像

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 節 策定の目的

本市は、平成 13（2001）年 5 月に、浦和市・大宮市・与野市の 3 市合併により、埼玉県下で初めての人口 100 万都市として誕生し、令和 3（2021）年が市制施行 20 周年の節目となります。この間、平成 15（2003）年 4 月に指定都市へと移行し、平成 17（2005）年 4 月には、岩槻市との合併を実現しました。また、平成 30（2018）年 9 月には、人口 130 万人を超え、首都圏有数の大都市として順調に発展してきたところです。

これまで、本市の総合振興計画である「2020 さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」を指針として、計画に掲げる将来都市像の実現に向けた都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきましたが、人口減少・少子高齢化の進行や、経済のグローバル化、技術革新の進展、市民ニーズの多様化など、本市を取り巻く状況は近年大きく変わりつつあります。特に、近い将来、本市にも到来が見込まれる人口減少やそれに伴って生じると想定される地域経済の縮小は、本市の成長力を著しく低下させるおそれがあります。

こうした本市を取り巻く社会経済情勢のパラダイムシフトを克服し、将来にわたって持続的な成長を維持していくためには、限りある経営資源を選択と集中の視点から重点配分しながら、柔軟かつ効果的・効率的な都市経営を推進していくことが重要です。

このような状況の中、「2020 さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」の計画期間が令和 2（2020）年度で満了となります。平成 23（2011）年の地方自治法の改正により、市町村における基本構想の策定義務は撤廃されましたが、本市の強みや優位性という魅力を生かしながら、「市民一人ひとりが更なる「しあわせを実感できる都市」」を目指していくためには、市民、市民活動団体、事業者、大学等の地域で活動する多様な主体に対して本市における長期的なまちづくりのビジョンを示し、その実現に向けた施策を分かりやすく体系化して共有するとともに、それぞれが役割と責任を自覚し、市内外から選ばれる都市として成長・発展していくための取組を進めていくことが不可欠です。

このための市政運営の最も基本的かつ総合的な指針として、新たな総合振興計画を策定するものです。

第2節 策定の基本的な視点

本計画の策定に当たっては、以下の点を基本的な視点として、検討を進めてきました。

●一覧性と分かりやすさを備えた計画

市民を始めとする多様な主体と都市づくりの全体像を共有することができるよう、一覧性と分かりやすさを備えた計画とすること。

●重点を明確にした計画

限りある経営資源（人材、財源など）を効果的かつ効率的に活用することができる、重点を明確にした計画とすること。

●実効性の高い計画

着実に計画を進めることができる実効性の高い計画とすること。

●適応性の高い計画

社会経済情勢の変化にも即応し、経営資源を柔軟に配分することができる適応性の高い計画とすること。

●市民参加による計画

P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理を行うに当たって、適切な段階で市民の意見を取り入れるとともに、市民と市がそれぞれの役割を明確にし、協働によって市民本位の自立した都市づくりを進めていくことができる市民参加による計画とすること。

●事業評価や予算と連動した計画

選択と集中により効果的・効率的に事業を推進できる、事業評価や予算と連動した計画とすること。

第3節 計画の構造と期間

本計画は、本市が目指すべき将来都市像やその実現に向けた各行政分野の政策及び施策を総合的、体系的に示す市政運営の最も基本的かつ総合的な指針となる計画です。本計画は、「基本計画」と、「基本計画」に定められた各施策を展開していくための具体的な事業を定める「実施計画」の2層から構成されています。

●基本計画

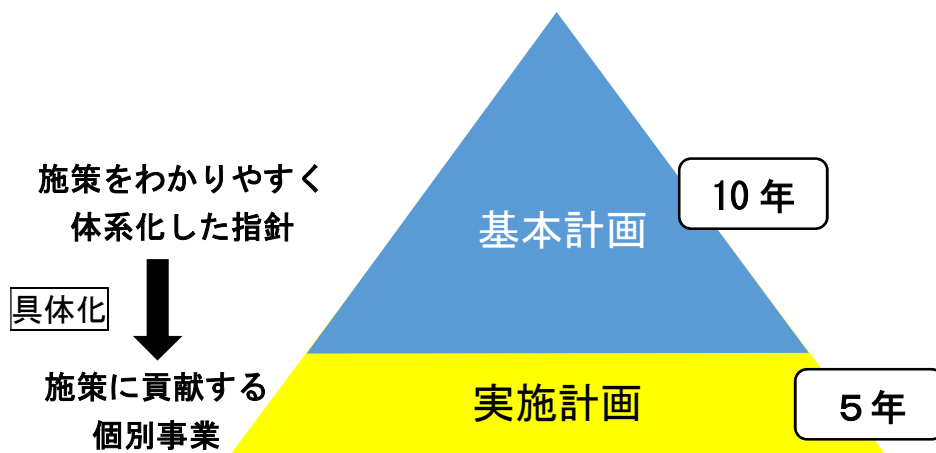
中長期的な将来の展望（おおよそ30年先）を見据えながら、目指すべき将来都市像の実現に向けた基本的な政策及び施策を総合的、体系的に定める計画で、本市の都市づくりを計画的に進めていくための指針となるものです。

社会経済情勢が激しく変化し、将来の本市を取り巻く状況の予測が難しい時代に即応し、計画の実効性を確保していくため、計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

●実施計画

基本計画に定められた施策への貢献が期待できる個別の具体的な事業を定めるものです。

計画期間は5年間とし、社会経済情勢の動向等を踏まえながら毎年、見直し、改定を行うこととします。



第2章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの基本理念

本市は、誰もが「住みやすい」、「住み続けたい」と思える都市の実現を目指し、「市民と行政の協働」、「人と自然の尊重」、「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として掲げます。

●市民と行政の協働

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、地方分権をリードする市民本位の自立した都市づくりを進めます。

●人と自然の尊重

一人ひとりの市民が互いを思いやり、積極的に交流を図りながら、私たちが生きる環境を大切に、人と自然を尊重した都市づくりを進めます。

●未来への希望と責任

さいたま市らしい固有の魅力を創出し、活力に満ち未来への希望にあふれる持続可能な都市づくりを進め、未来に引き継いでいく役割と責任を果たします。

第2節 将来都市像

本市が目指すべき将来都市像を次のとおり定め、その実現を目指します。

●上質な生活都市

これまでの都市づくりで目指してきた、「人と自然が共生する緑豊かな都市」と、「若い力が育ち、ライフスタイルに応じた心豊かな生活を送ることができる都市」が融合することで、本市の強みが最大限に生かされ、市民一人ひとりがしあわせを実感し、誇りを感じる都市。

本市には、ＪＲ・私鉄各線 33 駅が利用可能な鉄道網や地域間の連携を支える幹線道路網といった発達した交通網があり、地理的特性から東京都心などへのアクセス性が高くなっています。また、全国規模のスポーツ施設や文化施設、商業施設などの地域資源も多数あり、スポーツや文化などの多様な市民活動が盛んに行われています。さらに、中心市街地を囲むように見沼田圃や荒川に代表される首都圏有数の水と緑が広がっており、日常生活の中で自然と触れ合うこともできます。

また、未来を担う子どもたちの力を伸ばす全国トップレベルの教育や安心して妊娠・出産・子育てができる環境が整い、高齢者は社会参加をしながら「生涯現役」で活躍するなど、若者から高齢者まで夢や希望をもって暮らすことができます。

そして、これらの特長を更に生かし、都市部に住みながらも豊かな自然を身近に感じ、都会的な便利さとゆとりを同時に楽しみ、安心して生き生きと健康的に暮らす新しいライフスタイルを生み出すとともに、家族の支え合い、地域での支え合いのもと、市民が主体となった安全・安心なまちづくりなどを進めることで、障害者なども含めた全ての人がいあわせを実感しながら生活でき、自らが暮らすまちに誇りを感じることができる上質な生活都市の実現を目指します。

●東日本の中枢都市

これまでの都市づくりで目指してきた、「東日本の交流拠点都市」を更に一歩進め、東日本の中枢としての地位を確立させていくことで、市民や企業から選ばれ、成長・発展し、訪れる人が魅力を感じる都市。

本市には、130 万人を超える人口規模、また、新幹線 6 路線などが集まる交通の要衝、東北自動車道などの優れた交通利便性という特性に加え、様々な都市機能が集積しています。これらの交通結節点としての利点を生かして、東日本の玄関口として市内外から多く

の人や企業などが集まることで様々なにぎわいが生まれ、地域経済の活性化が大きく進んでいます。

また、国の広域的な防災拠点にも位置付けられたことで、首都圏の防災機能の要としての役割も高まっており、安全・安心なまちづくりが進んでいます。

そして、本市の強みである高次な都市機能や交流機能を最大限に生かすことで、これまで目標としてきた多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市という都市像を更に進め、国内外からヒト・モノ・情報を呼び込み、新たな地域産業や市民活動などの多様なイノベーションを生み出し、市民や企業から選ばれ、成長・発展し続け、訪れる人が魅力を感じ、東日本全体の活性化をけん引する中枢都市としての地位を確立することを目指します。

第3章 時代潮流

第1節 本格的な人口減少・超高齢時代の到来

平成 27（2015）年国勢調査によれば、我が国の総人口は 1 億 2,709 万人と、平成 22（2010）年の前回調査から 96 万 2,607 人（0.8%）減少し、長期的な人口減少過程に入っています。今後の総人口は、令和 22（2040）年の 1 億 1,092 万人を経て、令和 35（2053）年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、令和 47（2065）年には 8,808 万人と人口減少が加速度的に進行するものと推計されています（国立社会保障・人口問題研究所の平成 29（2017）年 4 月推計（中位推計））。

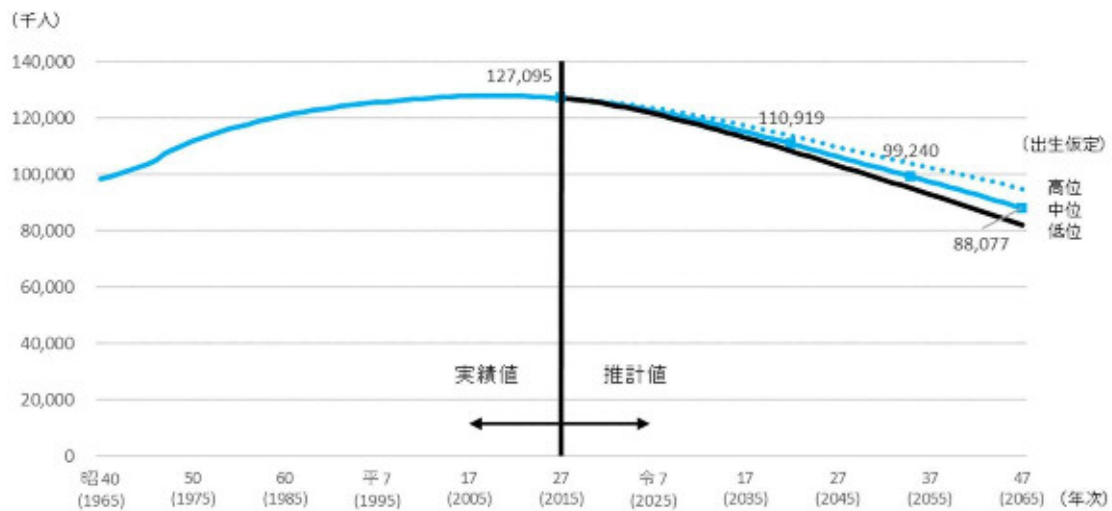
また、我が国では少子高齢化の進行が著しく、平成 27（2015）年国勢調査では年少人口（0～14 歳人口）が 12.5%、生産年齢人口（15～64 歳人口）が 60.8%、老年人口（65 歳以上人口）が 26.6%となっており、既に老年人口が 21%以上である超高齢社会を迎えています。この少子高齢化の傾向は今後も続き、令和 47（2065）年には、年少人口が 10.2%、生産年齢人口が 51.4%、老年人口が 38.4%になるものと推計されています。

（国立社会保障・人口問題研究所の平成 29（2017）年 4 月推計（中位推計））

このような人口減少・少子高齢化によって生産年齢人口が減少し、経済活力の停滞や担い手不足が進むとともに、年金・医療・介護等の社会保障給付費が増大し、現役世代への負担増につながると懸念されています。また、そのことが社会に対する閉塞感や将来の生活に対する不安感の増大につながるものとしても危惧されていることから、子育て支援の更なる充実などの人口減少・少子高齢化対策が急がれています。

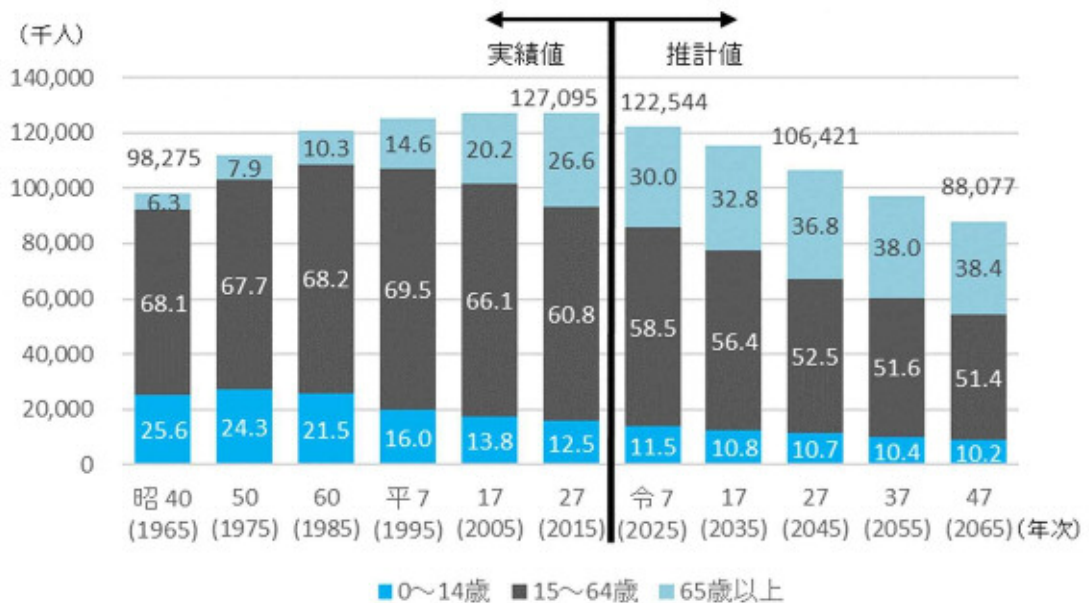
また、人口減少・少子高齢化に直面する中で“成熟した社会”を目指すためには、全ての人がその能力や環境に応じて社会参加できる仕組みづくりも求められています。

■全国の総人口の推移（出生中位・高位・低位（死亡中位）推計）



資料：「日本の将来人口推計（平成 29（2017）年 4 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

■年齢 3 区分別構成比



資料：「日本の将来人口推計（平成 29（2017）年 4 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

第2節 グローバル経済の変貌

平成 19（2007）年の米国サブプライムローン問題や翌平成 20（2008）年のリーマンショックなどによる世界的な景気後退局面に陥った後も高いペースで成長を続けてきたグローバル経済ですが、平成 30（2018）年頃から、多くの国や地域で通商問題が発生するなど不確実性が高まっています。特に、英国のEU離脱（Brexit）や米国のTPP離脱など、従来型のグローバル経済からの離脱の動きは、中国や欧州にも拡大していくことが予想されており、世界経済全体が大きな転換点を迎えつつあります。

一方で、経済のグローバル化は急速に進展しており、グローバル企業が世界で作り上げているグローバル・バリュー・チェーンに対する我が国の経済の依存度も高まっている現在、世界経済の不確実性の高まりは、グローバル・バリュー・チェーンに組み込まれている産業を中心に多大な打撃を与えるなど、我が国の経済への影響はますます大きなものとなります。

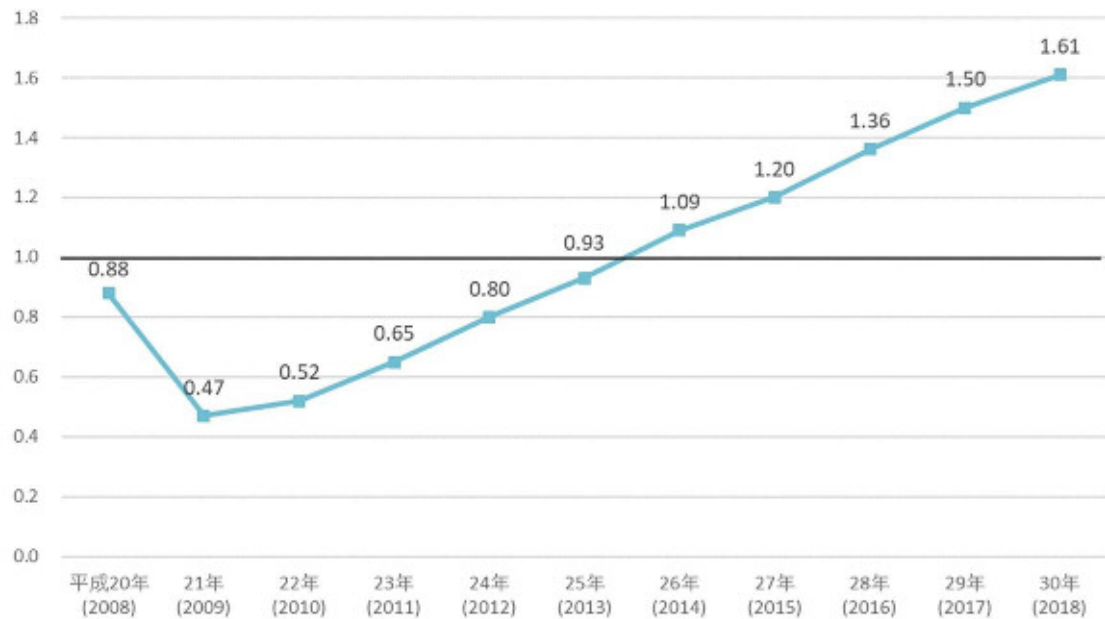
さらに、経済発展が著しい新興国の台頭や各国による経済摩擦の影響などの外的な要因により、今後の我が国の経済も、グローバル経済と同様に不確実性が高く、先行きが見通せない状況となっています。

内閣府の令和元（2019）年度年次経済財政報告によれば、我が国の経済は、企業収益が高水準で推移する中、個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いています。経常収支についても、海外からの投資収益の増加などにより黒字が増加しています。特に、我が国が高い競争力を有してきた機械などの複雑度の高い製品の輸出に加えて、国際的な技術取引やインバウンドの増加などのサービス貿易、企業の海外拠点や買収先企業からの投資収益等を通じて、我が国の世界で稼ぐ力は近年向上を続けています。

しかし、平成 30（2018）年後半以降は、輸出や生産の一部に弱さが見られ始めており、今後の海外の経済動向によっては、グローバル・バリュー・チェーンに組み込まれている産業を中心に、輸出や設備投資の減少などの影響が懸念されています。

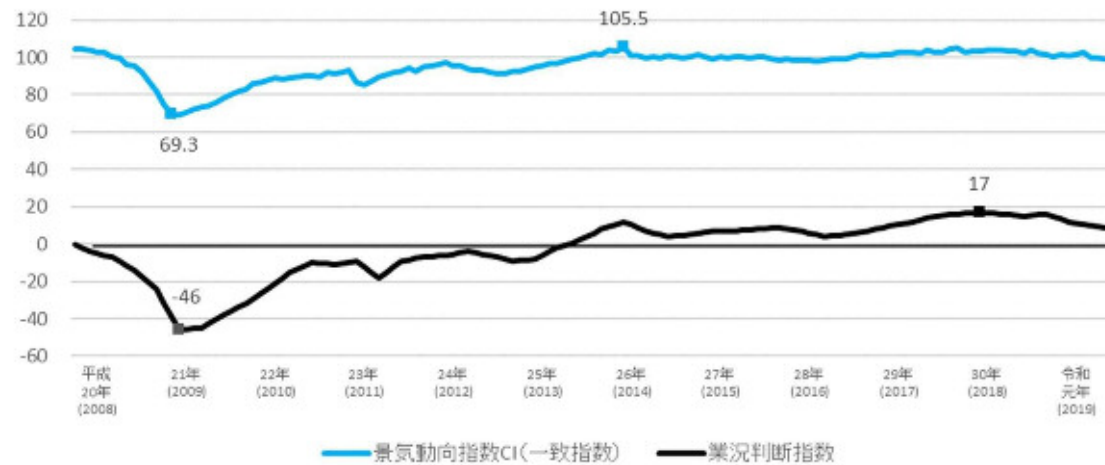
我が国の雇用情勢をみると、リーマンショック後の平成 21（2009）年には 0.47 倍まで低下した有効求人倍率が、平成 30（2018）年には 1.61 倍まで回復し、一転して企業の人手不足感が大幅に高まっており、特に若年層や専門・技術職の不足感が高くなってきています。その対応として、女性や高齢者等の潜在労働力の就労促進、従業員確保のための働き方改革などの待遇改善の取組や、AI（Artificial Intelligence：人工知能）等の活用などによる省力化や生産性向上を図ることで、企業の人手不足を解消していくことが求められています。

■有効求人倍率の推移



資料：「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省、各年平均）

■景気動向指数 CI（一致指数）と業況判断指数の推移



資料：景気動向指数（内閣府）、全国企業短期経済観測調査（日本銀行）

【備考】

- ▶ 景気動向指数は、景気に関する総合的な指標で、生産・雇用など様々な経済活動の動きを統合して作成します。ここでは、景気動向を量的に測定することを目的としたC I（コンボジット・インデックス）のうち、景気動向と一致して動く一致指数を採用することとしています。
- ▶ 業況判断指数は、企業や業界の景況感を数値化した指標で、景気が良いと感じている企業の割合から、悪いと感じている企業の割合を引いた数値です。プラスであれば景気は上向いていると判断します。

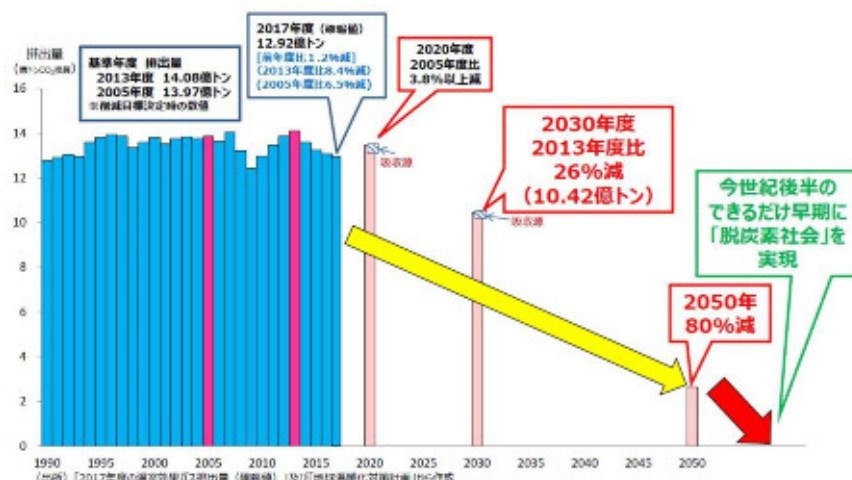
第3節 地球規模での環境問題の深刻化

地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境への負荷はますます増大し、地球温暖化、生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染などの地球規模の環境問題をもたらしています。このような環境の危機を反映し、平成 27(2015)年には、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」の採択などの国際的合意が立て続けになされ、世界が持続可能な社会に向けて動き出す大きな転換点となりました。

平成 30 (2018) 年の国の「第 5 次環境基本計画」では、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があると唱えています。経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの創出と経済・社会的課題との同時解決を実現することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

一方で、地球温暖化の問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、その対策は人類共通の喫緊の課題となっています。国の「地球温暖化対策計画」では、排出削減と吸収量の確保により、令和 12 (2030) 年度において平成 25 (2013) 年度比で温室効果ガスを 26%削減する目標が掲げられました。「第 5 次エネルギー基本計画」では、その目標達成に向けて、エネルギーミックスの確実な実現へ向けた取組を強化することとしており、徹底した省エネ社会の実現等に加えて、再生可能エネルギーについては、更なる導入拡大とともに、エネルギーの地産地消を行う分散型電源としての活用が期待されています。

■温室効果ガス削減の中期目標と長期的目標



資料: 「我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的目標」 (環境省)

第4節 安全・安心に対する意識の変化

令和元（2019）年10月に東日本の広い範囲を襲った台風第19号では、関東甲信地方及び東北地方を中心に記録的な豪雨災害となり、多くの河川が氾濫・決壊して90名を超える方が亡くなるとともに、広範囲で発生した浸水被害により大きな被害が生じました。そのほかにも、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨、平成28（2016）年4月の熊本地震など、平成23（2011）年3月の東日本大震災以後も、大きな自然災害が発生しています。特に、200人超が亡くなった平成30（2018）年7月の西日本豪雨では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、事前に危険性が指摘された場所で多くの被害が発生し、ハザードマップや警報等、実際に避難行動につながる災害情報の伝達方法について、より踏み込んだ対応が求められることとなりました。

首都圏を襲う首都直下地震や、東海・東南海・南海地震等、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性は引き続き指摘されていますが、それに加え、近年多発する局地的な豪雨など、従来はあまり発生しなかった災害が多く生じるようになってきていることから、これらに対する備えを十分に進める必要があります。

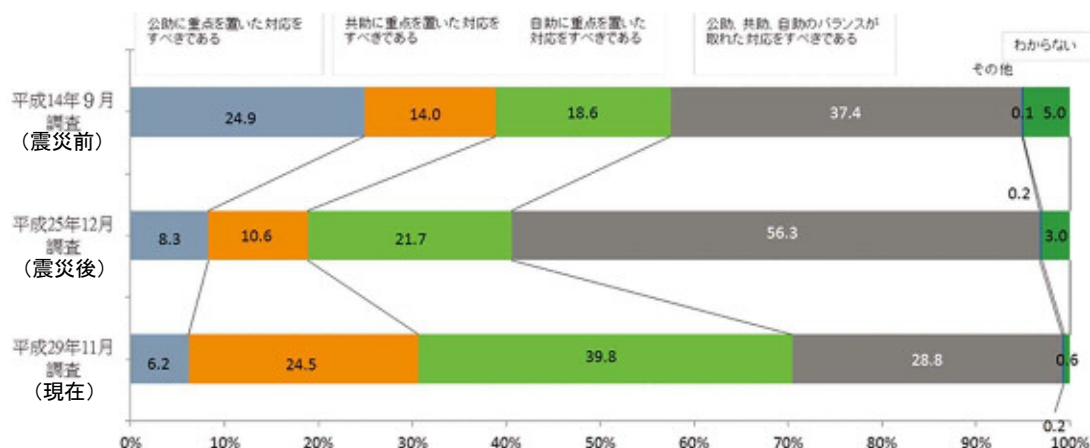
我が国における国民の防災意識は、東日本大震災を契機として高まりを見せています。国土交通省が実施した国民意識調査によれば、「東日本大震災後の考え方の変化」について「防災意識の高まり」（52.0%）、「節電意識の高まり」（43.8%）、「家族の絆の大切さ」（39.9%）をあげる人が多くなっており、災害に対する備えのみならず、環境・エネルギー、人と人とのつながりの大切さなどが重視されていることが分かります。

また、内閣府が平成29（2017）年11月に行った「防災に関する世論調査」によると、重点におくべき防災対策として「自助」が39.8%、「共助」が24.5%、「公助」が6.2%、「自助・共助・公助のバランスをとるべき」が28.8%となっています。東日本大震災後の平成25（2013）年に実施した際は、「自助」が21.7%、「共助」が10.6%だったことから、災害発生時には自らの身を自ら守るという「自助」の意識が急速に高まっています。

さらに、「自助」、「共助」の意識の高まりは、大規模な災害発生時だけでなく、日常においても重要となります。総務省消防庁の発行する「救急・救助の現況」（平成30年版）によると、平成29（2017）年中の救急自動車による救急出動件数は全国で634万2,147件と過去最多となっており、現場到着までの平均所要時間は8.6分、病院等収容までの平均所要時間は39.3分と、過去10年緩やかな延伸傾向にあります。そのような中、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）が応急手当を行う「共助」により、生存率や社会復帰率の向上が図られることが期待されます。

また、複雑化する特殊詐欺や窃盗などの犯罪も多発しています。特に、高齢者を狙った犯罪やインターネットを利用した新たな犯罪などによって国民の生活が脅かされており、“安全に安心して暮らせる地域づくり”の大切さが改めて見直されています。

■自助、共助、公助の対策に関する意識



資料；内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」より内閣府作成

第5節 ライフスタイルや価値観等の多様化

家族形態や就労形態の変化とともに、人々のライフスタイルや価値観が多様化しており、行政サービスに対するニーズも多様化・高度化しています。

また、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の急速な進展を背景に、スマートフォンやタブレット端末など情報通信機器が普及し、SNS（Social Networking Service：ソーシャルネットワーキングサービス）などコミュニケーション手段も多様化しています。

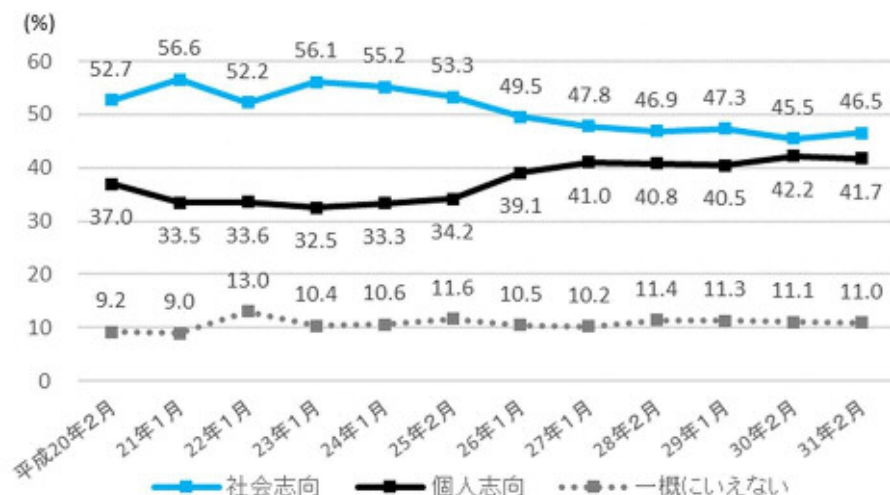
内閣府の「社会意識に関する世論調査」によると、近年、社会志向の割合が減少傾向である一方、個人志向の割合が増加しています。

こうした中、人権問題には、子ども、高齢者の人権侵害、障害、性別、外国籍を理由とする差別や偏見、インターネットによる人権侵害、同和問題などがあり、国においても児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法、高齢者虐待防止法、障害者差別解消法、男女共同参画社会基本法、DV防止法、ストーカー規制法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などを施行し、人権擁護と啓発活動に取り組んでいます。

さらに、家族や地域での支え合いの意識の希薄化や「地域力」の低下が進んでいる中、子育て支援や高齢者の見守り、防災や防犯など、地域社会に期待される役割や地域のつながりの重要性は大きくなっています。

こうした中、厚生労働省においては、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の具体化に向けた改革を進めています。

■国や社会との関わりについて（社会志向か個人志向か）



資料：「社会意識に関する世論調査（平成31（2019）年2月調査）」（内閣府）

第6節 地方分権と市民協働・公民連携意識の高まり

平成12（2000）年の地方分権一括法の施行により、国と地方とが対等・協力の関係となり、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされました。これ以降、国の法令による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲など、地方分権改革が進展しています。

地方分権のもとでは地域の自主性・自立性が求められ、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に 대응していくためにも、地方公共団体の自律的な行政運営体制の確立が必要となり、特に財源の確保、政策立案能力の強化などを通じて、自治能力を高めることが期待されています。

地方分権の進展に合わせて、近年は、市民協働・公民連携意識が高まっており、市民、市民活動団体、NPO、大学等の多様な主体が「まちづくりの主役」として活発に活動するようになってきました。行政計画の策定や事業の実施に関する「市民参加」というまでもなく、市民と行政が対等の立場に立ち、お互いを尊重しながら取組を推進する「市民協働」、NPOや大学、事業者等と行政が同一の方向性に向けてノウハウや資金等を抛出しながら、行政サービスの向上や事業の効率化を図るPPP（Public Private Partnership：公民連携）によるまちづくりが各地で進められています。

一方、高齢化の進行により、人々にとって最も身近な“参加の場”である地域社会や、市民活動の活力低下が懸念されており、これから高齢期を迎える人々や女性、若者の参画、更には大学や事業者など多様な主体の参画を促し、地域力を維持・向上させていくことが重要になっています。

第7節 急速に進化する情報社会

「平成」の30年間におけるICTの進展は目覚ましく、特にインターネットと携帯電話を中心とした目覚ましい技術革新は、人々の生活や文化、そして社会経済の仕組みをも変革してきたといえます。

「令和」の新時代を迎え、インターネットの利用は更にその裾野を広げており、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）により、様々なヒト・モノ・組織が瞬時にネットワークにつながることで、大量のデジタルデータ（Big Data：ビッグデータ）の生成と収集が進み、これらを活用したAIによる業務処理の効率化や最適な予測によるアドバイスの提供等、日々新たな価値が生み出されています。

このようなデジタル化を更に推し進めた超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた取組は政府でも推進され、内閣府の「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されています。

今後本格的に迎える人口減少・少子高齢社会において、ICTは様々な社会課題解決に大きく貢献することが期待されており、社会実装に向けた取組が重要になると同時に、ICTを高度に使いこなす人材の育成、イノベーション創出や生産性向上に向けた企業支援、安全・安心に技術を活用できる環境の整備、高齢者等ICTに不慣れな市民への普及等の課題に取り組むことが重要になります。

■Society 5.0 で実現する社会



第8節 持続可能な開発目標（SDGs）の主流化に向けた動き

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成13（2001）年に策定されたMDGs（Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12（2030）年を期限とする社会全体の普遍的な国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

このアジェンダでは、先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者などの全ての関係者の役割が重視され、先に述べた“誰一人取り残さない”社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

我が国においては、アジェンダの採択後、平成28（2016）年5月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、SDGsに率先して取り組む体制が整えられました。その本部の下、同年12月には、今後の我が国の取組の指針となる「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、国を挙げて、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革するための取組が進められているところです。

SDGs推進本部では、我が国が優先して取り組むべき8つの優先分野に総力を挙げて取り組むためアクションプランを策定し、我が国のSDGsモデルを特色づける3つの大きな柱に、“SDGsを原動力とした地方創生”を位置付けています。その主要な取組として、自治体によるSDGs推進モデルの構築を目的に、優れた取組を提案する自治体を「SDGs未来都市」として選定・支援する制度が創設されました。

本市は、持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市・地域として、これまでの取組・提案が評価され、令和元（2019）年7月に「SDGs未来都市」として選定されています。

第4章 主要指標等から見たさいたま市の状況

第1節 人口と世帯

ここでは、本計画の計画期間が満了となる令和12（2030）年度までを中心に、その先の令和27（2045）年までの人口、世帯数などの見通しについて示します。

（1）総人口の見通し

総人口は、平成27（2015）年の126.4万人から令和12（2030）年頃の131.8万人をピークに、その後減少に転じ、令和27（2045）年には128.6万人まで減少する見通しです。

■本市の総人口の見通し



資料 平成27年までは、「国勢調査」（総務省）。
平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値
※あくまで過去の趨勢から推計されたものであり、今後の開発等の政策的要因を加味したものではない。

（2）年齢4区分別人口の見通し（人口構成）

本市は、既に超高齢社会を迎えていますが、老年人口（65歳以上）は今後も増え続け、高齢化率は平成27（2015）年の22.8%から、令和12（2030）年には27.3%に増加し、令和27（2045）年には3人に一人が65歳以上となる見通しです。

特に75歳以上の人口増加が顕著であり、平成27（2015）年の12.9万人から、令和12（2030）年には約1.7倍の21.5万人まで増加する見通しとなっています。

一方、生産年齢人口（15～64歳）は、平成27（2015）年の81万人から、令和27（2045）年までに約87%の70.4万人まで減少し、年少人口（0～14歳）は、平成27（2015）年の16.5万人から、令和27（2045）年までに約88%の14.5万人まで減少する見通しです。

■年齢4区分別人口の見通し

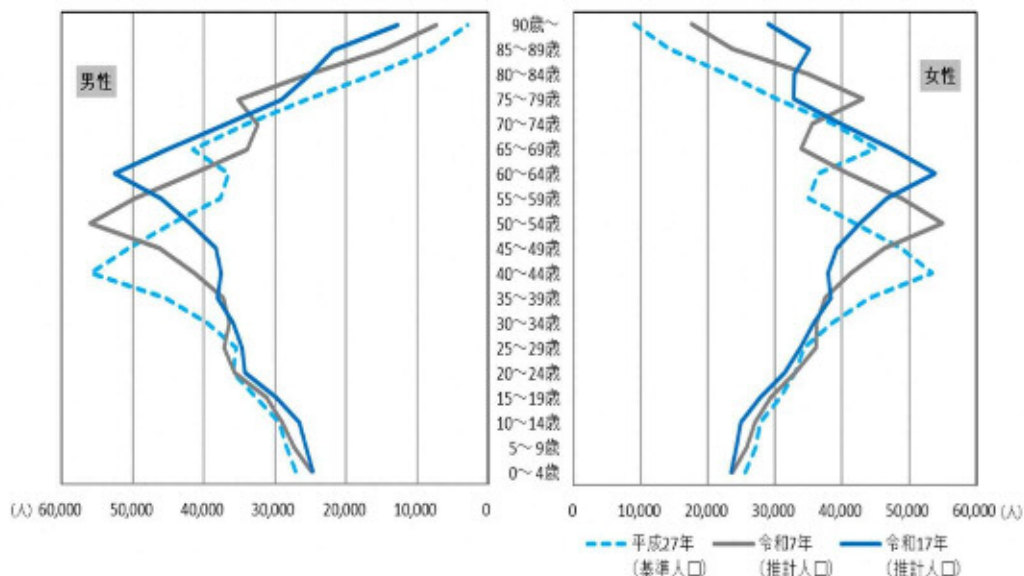


(3) 男女5歳階級別人口の見通し

平成 27（2015）年の年齢 5 歳階級別人口を見ると、男女共に、いわゆる団塊ジュニア世代を含む「40～44 歳」と、団塊の世代と呼ばれる「65～69 歳」の 2 つのピークを持つ人口構成となっており、また、「40～44 歳」の年齢層が最も多いことが分かります。

令和 7（2025）年及び令和 17（2035）年の推計では、団塊ジュニア世代を含むピークの層が「50～54 歳」から「60～64 歳」へと移動し、更に急速に高齢化が進んでいく見通しです。

■男女5歳階級別人口の見通し



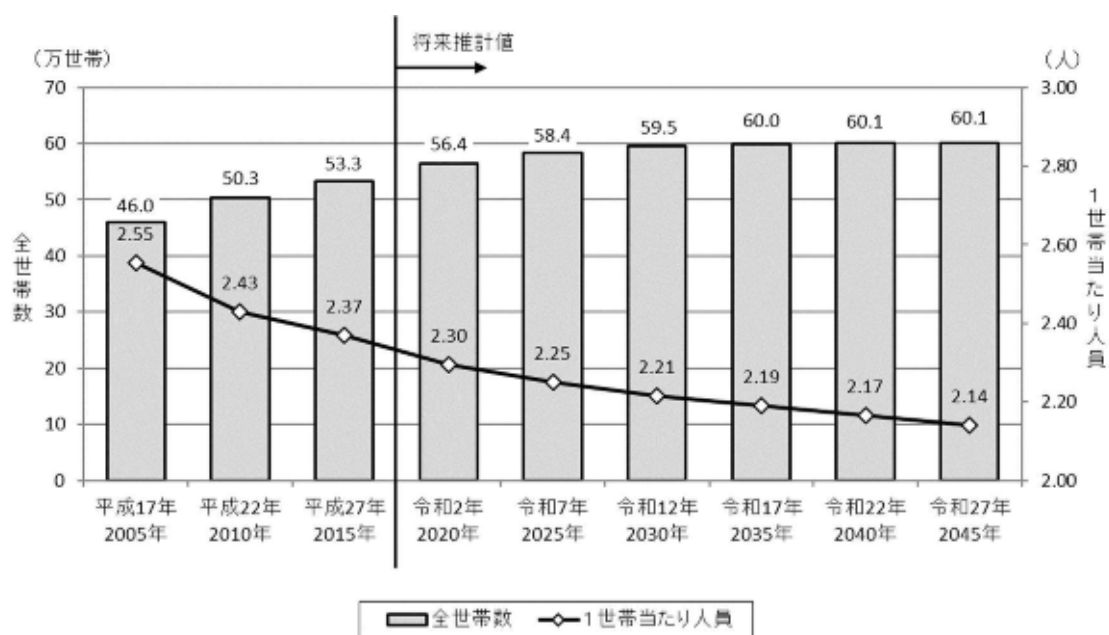
（４）総世帯数と１世帯当たり人員の見通し

総世帯数は、平成 27（2015）年の 53.3 万世帯から令和 12（2030）年には 59.5 万世帯に増加する見通しです。

総世帯数のピークは、令和 22（2040）年頃の 60.1 万世帯で、その後減少に転じる見通しです。

１世帯当たり人員は、平成 27（2015）年の 2.37 人から一貫して減少傾向で推移する見通しです。

■総世帯数と１世帯当たり人員の見通し



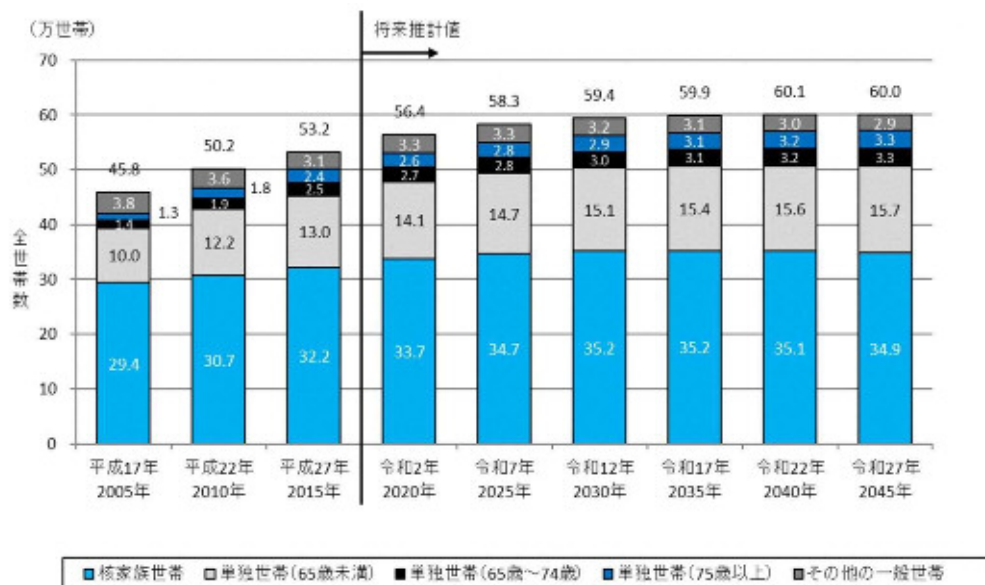
資料 平成 27（2015）年までは「国勢調査」（総務省）。令和 2（2020）年以降は市による推計値
備考 総世帯数は、一般世帯数と施設等の世帯数の合計

（５）世帯類型別一般世帯数の見通し（世帯構成）

単独世帯が、平成 27（2015）年の 17.9 万世帯から令和 12（2030）年には 21.0 万世帯に増加し、令和 27（2045）年には 22.3 万世帯まで増加する見通しです。

老年人口の増加に伴い、高齢単身世帯も増加し、平成 27（2015）年の 4.9 万世帯から、令和 12（2030）年には 5.9 万世帯に、令和 27（2045）年には約 1.3 倍の 6.6 万世帯まで増加する見通しです。

■世帯類型別一般世帯数の見通し



資料 平成 27 (2015) 年までは「国勢調査」(総務省)。令和 2 (2020) 年以降は市による推計値

備考 端数処理の関係で内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

(6) 就業人口・従業人口の推移

就業人口(市内居住者のうち、就業している人口)は、これまで増加傾向で推移してきましたが、近い将来、生産年齢人口の減少に伴い、減少に転じることが予想されます。

従業人口(市内で就業している人口)は、第1次産業及び第2次産業で減少している一方、第3次産業では大きく増加しています。現在のところ、全体の従業人口も増加傾向で推移していますが、就業人口と同様、今後は減少に転じることが予想されます。

■就業人口・従業人口の推移

	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
就業人口(万人)(A)	55.7	56.7	57.7	58.6	58.7
従業人口(万人)(B)	45.5	47.5	48.6	50.4	50.5
第1次産業	0.8	0.6	0.6	0.4	0.4
第2次産業	12.1	11.2	9.4	8.6	8.4
第3次産業	32.6	35.7	38.6	41.3	41.6
就従比(B/A)	0.82	0.84	0.84	0.86	0.86

資料 「国勢調査」(総務省)

備考 「分類不能」の産業は第3次産業に含む。

端数処理の関係で内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

第2節 財政状況

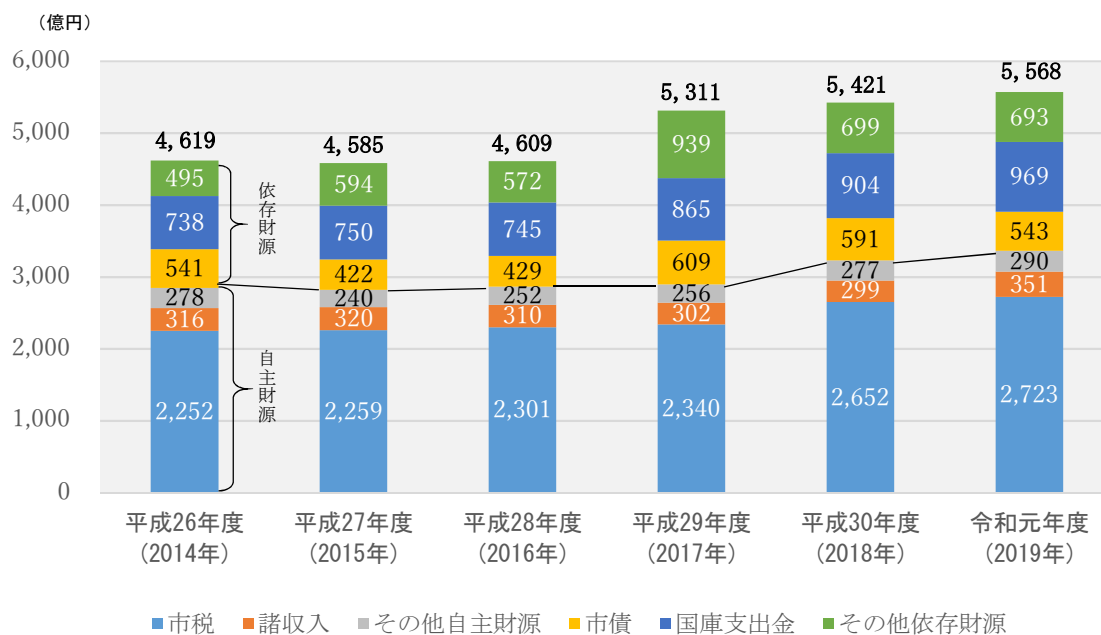
(1) 一般会計歳入の推移

一般会計の歳入額は、平成27(2015)年度以降、増加傾向で推移しており、自主財源についても、それに比例しておおむね増加傾向にあります。

平成26(2014)年度以降、自主財源の約8割を占める市税は、県費負担教職員制度の見直しに係る財源移譲により大幅に増加しています。

市税収入は、平成30(2018)年度決算額で約2,652億円であり、そのうち市民税が約1,484億円、固定資産税が約852億円と市税収入全体の約88%を占めています。特に、他の指定都市との比較において、市税収入に占める個人市民税の割合が大きくなっていることが特徴となっています。

■一般会計歳入の推移



資料：財政課

※平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までは決算額。令和元(2019)年度は予算額
 ※端数処理の関係で積み上げた値と合計額が一致しない場合があります。

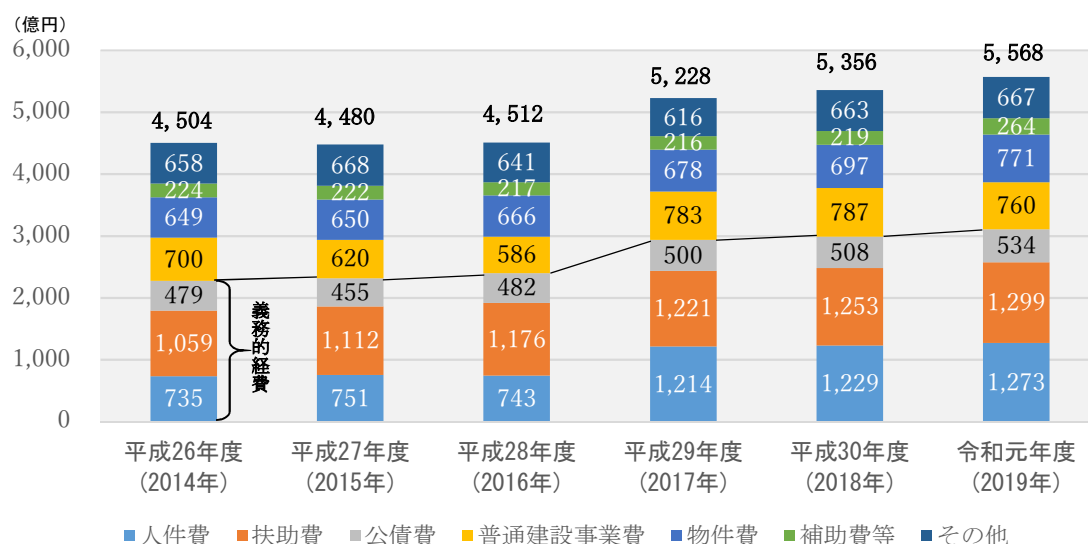
(2) 一般会計歳出の推移

一般会計の歳出を性質別に見ると、平成26(2014)年度以降の義務的経費は、年々増加傾向にあることが分かります。

人件費については、平成 29（2017）年度に県費負担教職員制度の見直しに係る権限移譲により大幅に増加しています。

また、扶助費については、障害福祉サービスに係る支給の増や、民間保育施設の増設に伴う施設運営費の増等により大きく増加しており、財政の硬直化が進行しつつあります。

■一般会計歳出の推移（性質別）



資料：財政課

※平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度までは決算額。令和元（2019）年度は予算額

※端数処理の関係で、積み上げた値と合計額が一致しない場合があります。

（３）主要財政指標から見た財政状況

平成 30（2018）年度決算に基づく主要財政指標は、指定都市平均との比較によると、債務の負担割合を示す実質公債費比率や将来負担比率のほか、標準的な行政需要を市税などの自主財源でどの程度賄えているかを示す財政力指数は良好な水準にあり、健全財政を維持しております。一方で、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は平均よりも高く、上昇傾向が続いていることから、今後の財政運営における厳しさが増すおそれがあります。

■平成 30（2018）年度決算（普通会計）に基づく主要財政指標の状況

	財政力指数	経常収支比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
さいたま市	0.98	98.7	5.1	21.2
指定都市平均	0.86	96.1	7.9	97.2
健全度順位 (20 指定都市中)	3 位	16 位	4 位	4 位

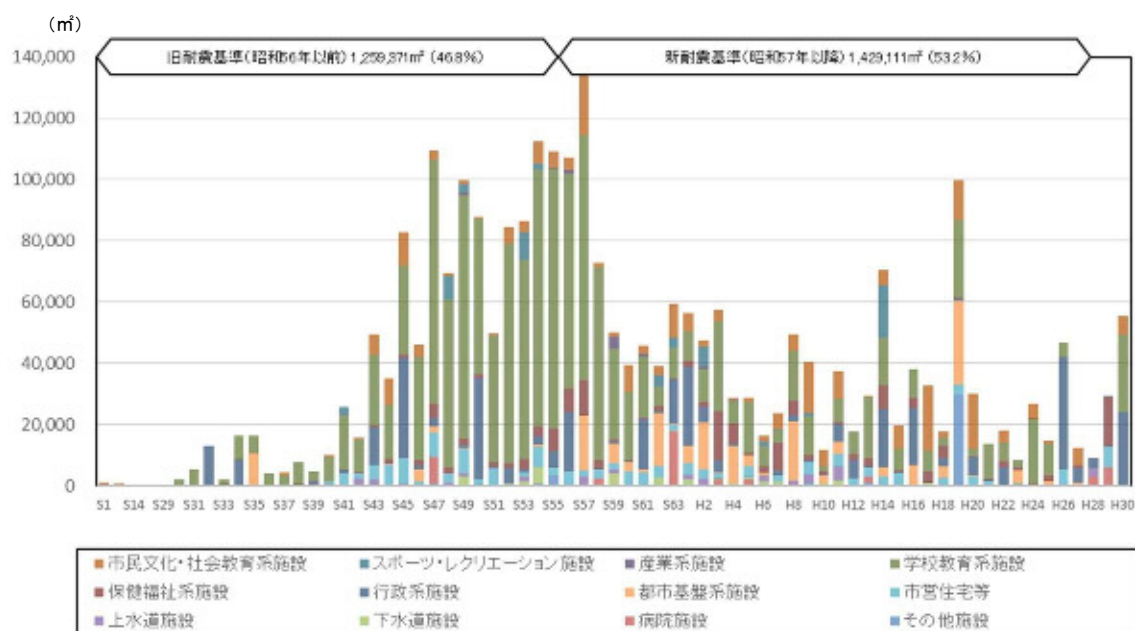
※数値は速報値

(4) 公共施設の建築年別の延床面積の状況

公共施設の多くは、昭和 40（1965）年代から昭和 50（1975）年代の人口急増期に集中的に整備されたものであり、昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準に基づく施設が、延床面積全体の 46.8%を占めています。

市有建築物の耐震化についてはおおむね完了していますが、今後は、施設・設備の老朽化の進行などの問題から、大規模改修や建替え等を必要とする施設が急増し、財政を大きく圧迫することが予測されます。

■本市の公共施設の状況（建築年別・延床面積）



資料：資産経営課

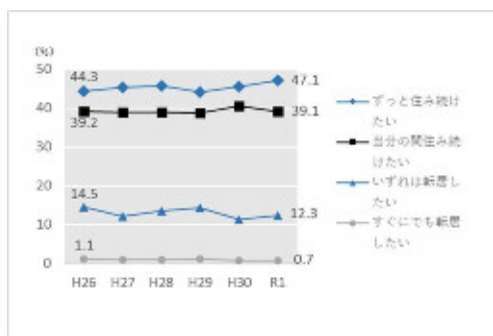
第3節 市民意識調査から見たさいたま市の状況

ここでは、18歳以上（平成27（2015）年度までは20歳以上）の市民5,000人を対象にして、毎年度実施している市民意識調査の中から、市民の定住意向と住み心地、各施策の満足度に関する結果の推移について示します。

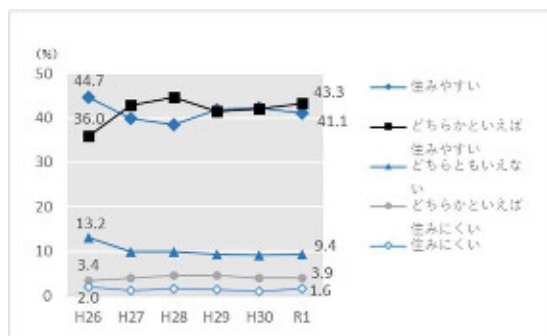
市民の定住意向については、「現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか」の質問に対し、「ずっと住み続けたい」または「当分の間住み続けたい」と回答した市民の割合は、平成26（2014）年度の83.5%から令和元（2019）年度には86.2%に増加しています。

また、「お住まいの地域の住み心地はどうか」という質問に対し、「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した市民の割合は、平成26（2014）年度の80.7%から令和元（2019）年度には84.4%に増加しています。

■市民意識調査による「定住意向」の推移



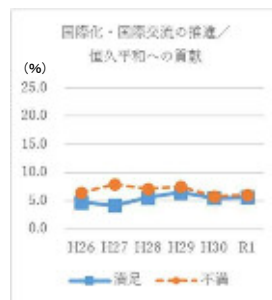
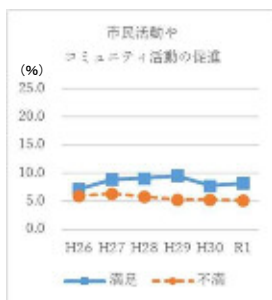
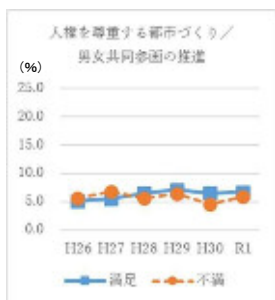
■市民意識調査による「住み心地」の推移



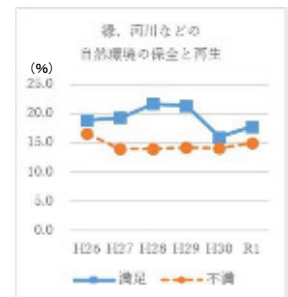
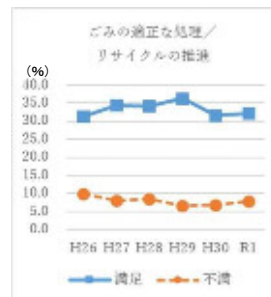
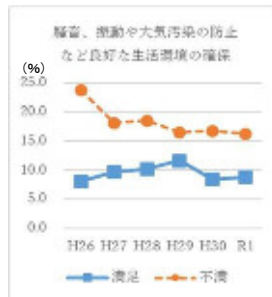
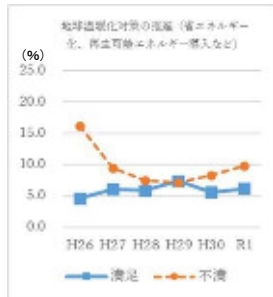
各施策の満足度に関する調査の結果を経年で比較すると、「満足」、「やや満足」を合わせた「満足（計）」は多くの施策で増加傾向にあります。また、「不満」、「やや不満」を合わせた「不満（計）」は減少傾向にあります。

しかしながら、多くの施策で、「満足（計）」は数%から10%台にとどまっています。

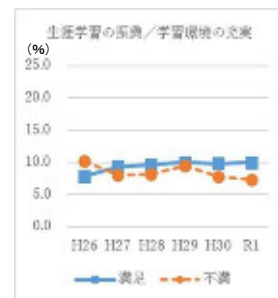
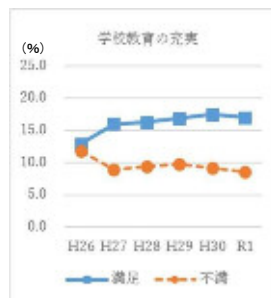
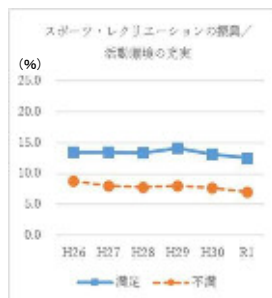
コミュニティ・人権・多文化共生



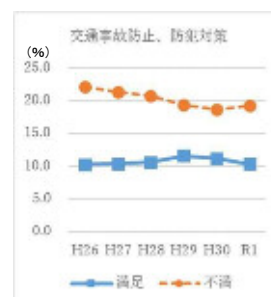
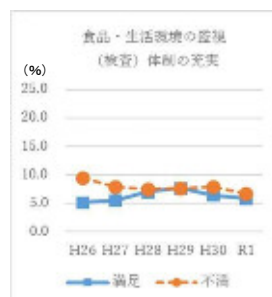
環境



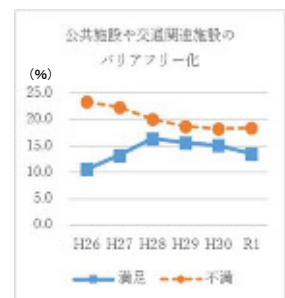
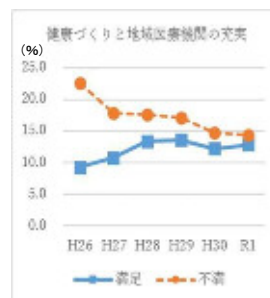
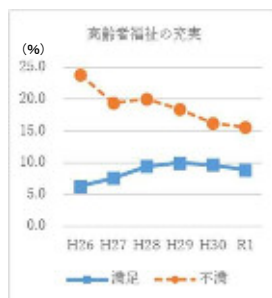
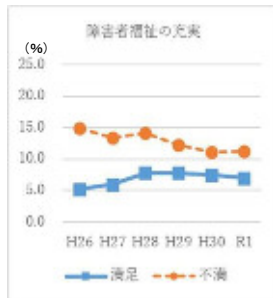
健康・スポーツ



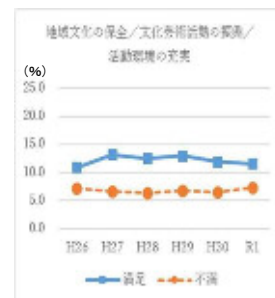
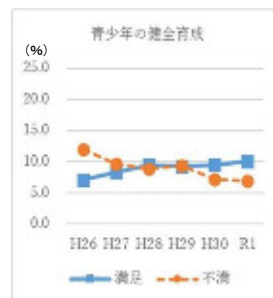
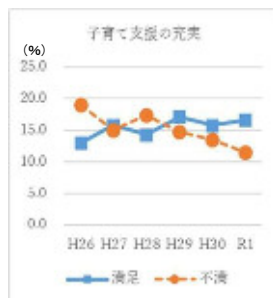
生活安全



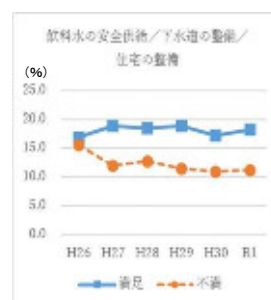
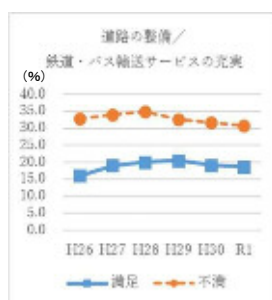
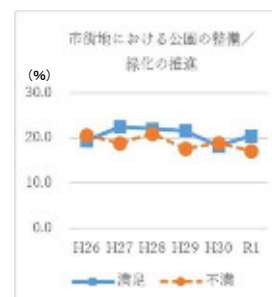
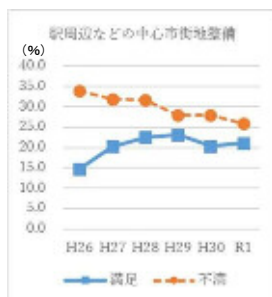
福祉



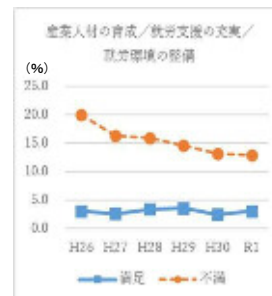
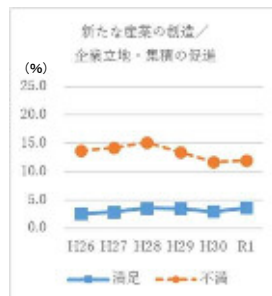
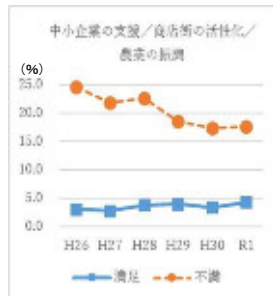
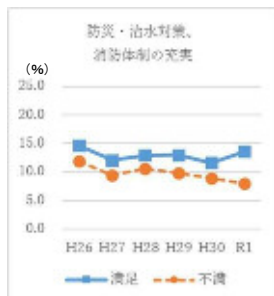
子ども・子育て



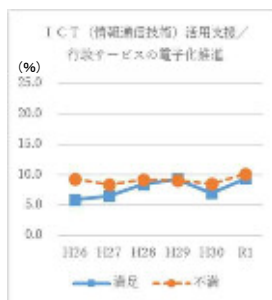
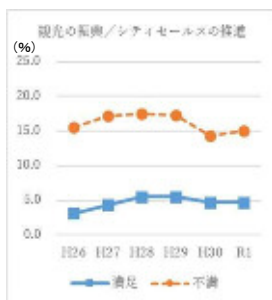
都市インフラ



防災・消防



高品質経営市役所



第5章 さいたま市の魅力と課題

第1節 さいたま市の魅力

本市は、鉄道や高速道路などの広域的な交通網が充実しており、交通の利便性が高いなどの地理的優位性があります。さらに、今までのまちづくりで育まれた先進的な取組や地域資源などの優れた強みがあり、魅力にあふれる都市です。

（１）首都圏有数の自然と環境への先進的な取組

本市には、中央部の南北に広がる見沼田圃や西部を流れる荒川、東部の元荒川など中心市街地を囲む水と緑や、武蔵一宮氷川神社と、その参道である氷川参道を中心として、大宮公園、盆栽村などがまとまって立地するなど、中心市街地エリアにも緑が点在しており、首都圏有数の自然があります。

これらの豊かな自然には、野鳥や水生生物等の様々な生きものが生息しており、本市の原風景をつくり出すとともに、人々に心の安らぎを与えています。

特に、首都圏に残された平地的大規模緑地空間である見沼田圃は、農業生産の場としてはもとより、農業体験や自然観察などの様々な市民活動の場として、また、複数の散策コースの設定等により、市民の憩い・レクリエーションの場としても活用されており、貴重な緑地空間となっています。

また、持続可能な低炭素社会を目指した電気自動車普及施策「E-KIZUNA Project」やこれまで推進してきた「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の取組など、「公民＋学」の連携によるスマートシティの実現に向けた環境への先進的な取組を進めています。

（２）健康意識の高さ

厚生労働省が公表している特定健康診査・特定保健指導の実施状況によると、さいたま市国民健康保険特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率について、指定都市中で比較すると高い水準となっています。

さらに、第1号被保険者における要介護・要支援認定者の割合について、指定都市中で比較すると低い水準となっています。

また、市内は比較的平たんな地形で歩きやすく、自然や歴史、文化などに触れながら散策できるウォーキングコースも数多くあります。それらを生かし、平成28（2016）年度から行っている通信機能付き活動量計やスマートフォンアプリ等のICTを利用して、歩数や検診の受診に応じて付与されるポイントによって特典を受けることができる「健康マイレージ」などの取組と併せて、健康を意識しながら、いつでもどこでも気軽に楽しみながら体

を動かしていくことができる環境が整っています。

（３）豊富なスポーツ資源

本市には、市内に本拠を構えるサッカーを始めとしたトップスポーツチーム、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となった「埼玉スタジアム 2002」や「さいたまスーパーアリーナ」等の大規模スポーツ施設、国内を代表するスポーツイベントの誘致等を行っているスポーツコミッションなど、豊富なスポーツ資源があります。

特に、本市は 100 年を超えるサッカーの歴史を有し、2 つの J リーグクラブを擁するホームタウンであることから、この地域特性を生かし、サッカーを核としてスポーツを活用したまちづくりを進めています。

（４）特色ある学校教育

「全国学力・学習状況調査」において、本市は、調査開始以来小・中学校ともに常に全ての実施教科で全国の平均正答率を上回り、指定都市でトップレベルの結果となっています。

特に、市立全小・中学校で実施している本市独自の英語教育「グローバル・スタディ」の実践により、国の平成 30（2018）年度「英語教育実施状況調査」において、中学 3 年生で英検 3 級以上相当の英語力を有する生徒の割合が指定都市でトップとなるなど、英語力ナンバー 1 に向けその成果を大きく伸ばしています。

また、「将来の夢や目標を持っている」、「自分には、よいところがあると思う」といった、将来に関する意識や自尊意識に関する質問項目では、全国や大都市平均を上回る良好な結果が得られています。

（５）地理的優位性

本市は、鉄道や高速道路などの広域的な交通網が充実しており、市内 33 駅の 1 日平均乗降客数は 190 万人を超え、日々多くの人が往来しています。なかでも北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線 6 路線を始め、J R・私鉄各線が集結する大宮駅は東日本の交通の要衝であるとともに、全国有数のターミナル駅となっています。

また、国道 16 号や国道 17 号、国道 17 号新大宮バイパス、東京外かく環状道路、首都高速道路、東北自動車道などの幹線道路網も充実しています。さらに、国道 17 号新大宮バイパスと国道 17 号を結ぶ町谷本太線の開通により、東西方向のアクセスが強化され、市街地の活性化が図られています。

本市は、全体的に高低差が少ない平たんな地形で、大宮台地を始めとする関東ローム層の台地を有する内陸都市であり、大規模な土砂災害の危険性は、比較的低いと考えられます。

また、国の出先機関が集積する「さいたま新都心」付近が国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の進出拠点に位置付けられ、大規模災害時には、首都圏の機能をバックアップするための最前線となることから、広域防災拠点機能の整備や緊急輸送道路周辺のインフラ等の耐震化が進められています。

第2節 さいたま市の課題

扶助費を中心とした義務的経費の増大や公共施設の老朽化の進行などにより、本市の財政運営は今後厳しくなっていくことが予測されます。そのため、公共施設の計画的な更新や長寿命化等に取り組むとともに、限りある財源を選択と集中の視点で配分し、効果的・効率的な都市経営を推進していくことが重要となります。

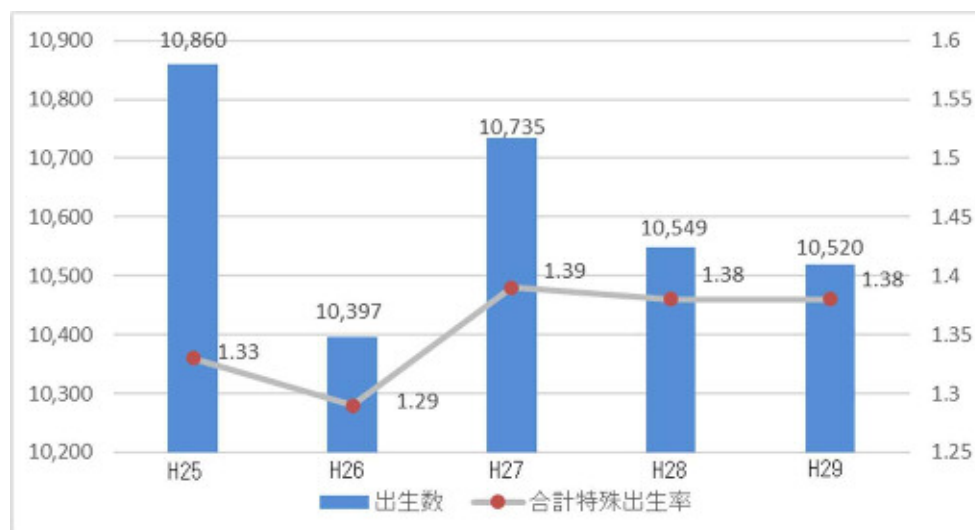
また、少子高齢化の進行や、経済のグローバル化と技術革新の進展、安全・安心に対する意識の変化、地球環境問題の深刻化、社会の多様性と市民活動の高まりなど、本市を取り巻く状況が大きく変化する中、将来も持続可能な都市として、成長・発展するためには、その変化に迅速に対応し、まちづくりの土台をしっかりと築いていく必要があります。

（１）少子高齢化の進行への対応

平成 29（2017）年における本市の合計特殊出生率は 1.38 で、近年で見ると横ばいの傾向にありますが、出生数については減少傾向にあります。

少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要ですが、妊娠・出産、子育て支援施策の充実には欠かせないものです。このため、安心して妊娠・出産ができ、子育てに取り組めるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制を推進し、子育てしやすい環境をつくっていく必要があります。

■合計特殊出生率及び出生数の推移



資料：「さいたま市保健統計」

備考：※合計特殊出生率の算出に用いた人口について

平成 27（2015）年以降は、各年 10 月 1 日現在の日本人人口。平成 26（2014）年以前は、各年 10 月 1 日現在の総人口

保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出等により、保育需要が拡大している中で、子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿確保は追いついておらず、待機児童の解消には至っていない状況となっています。また、保育の量的拡大とともに、就学前の児童が心身ともに健やかに成長できるよう、更なる幼児教育・保育の質の向上にも取り組む必要があります。

放課後児童クラブでは、公設クラブの待機児童が生じているほか、民設クラブも大規模クラブ化又は定員超過の状態であることから、積極的な施設整備を進めるとともに、育成支援環境の改善及び質の向上を図る必要があります。

本市は、いわゆる団塊の世代の人口分布が多く、令和7（2025）年までの間に75歳以上の後期高齢者が急速に増加していくことが予測されています。また、市内の高齢単身世帯と高齢者のみの世帯についても、今後更なる増加が見込まれます。

また、他都市に比べると比較的若い世代が多く、高齢化率や高齢単身世帯の割合は低い水準となっていますが、団塊ジュニア世代が団塊世代よりも多いことが特徴で、今後は急速に高齢化が進み、介護や見守りなどのニーズが高まることが考えられます。

高齢者を始めとする市民の協力を得て、互助の仕組みを強化することにより、高齢期を迎えても安心して生活を営むことができる地域社会を目指していく必要があります。

（２）経済のグローバル化と技術革新の進展への対応

本市においては、人口減少による我が国全体の経済停滞、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による担い手不足、定住・交流人口の確保など、県内外との都市間競争が今後、更に激しくなることが予想されます。そのため、市内の研究開発型企業の事業機会の創出などを積極的に支援し、本市の産業特性を生かしながら、経済活動の更なる国際化を推進する必要があります。

また、経済の急速なグローバル化の進展などの要因により、我が国の経済の先行きに不透明感が増す中、激しい都市間競争において本市が生き残るための強い産業力を育成するため、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた支援を推進する必要があります。

本市の商業は、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあるため、小売業を中心とした地域商業の活性化に向けて、魅力的な店舗づくりを進めるとともに、地域資源や各種イベントと連携することで来街者を呼び込み、市内消費の拡大とにぎわいの創出に向け、従来の枠組みにとらわれない取組を支援していく必要があります。

また、最新の技術革新の進展により、業務が機械に代替されることによる雇用の減少、フレックス勤務やテレワークなど柔軟な働き方の普及や、それに伴うライフスタイルの多様化が進む可能性があることから、ニーズに応じた就労支援の充実など、労働環境の変化に対応していくための取組を進める必要があります。

（３）安全・安心に対する意識の変化への対応

平成 23（2011）年の東日本大震災では、本市においても、交通機関の麻ひにより主要駅周辺で多数の帰宅困難者が発生したほか、見沼区を中心として 8,000 件以上の停電、全壊 2 棟・半壊 43 棟に及ぶ家屋被害、死者 1 名、負傷者 15 名の人的被害、建築物や道路構造物等の被害が発生しました。その対応においては、情報の収集・集約、市民への情報伝達、帰宅困難者への支援、被災地への支援と避難者の受入れ等において、多くの課題を残すものとなりました。

また、令和元（2019）年 10 月の台風第 19 号では、大雨による浸水被害が 1,000 棟を超えるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

本市は、平たんな地形で、大宮台地を始めとする関東ローム層の台地を有する内陸都市といった地理的特性から、大規模な自然災害の危険性は、比較的低いと考えられてきました。しかし、近年多発している局地的な豪雨や台風、今後切迫する首都直下地震などの大規模自然災害による大きな被害の懸念は高まってきており、本市の内外を問わず実災害から得られた教訓を生かしながら、防災対策の不断の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの両面からより一層総合的かつ計画的に災害に強いまちづくりを推進することが求められています。

より災害に強い都市を推進していくためには、建築物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大防止や被災者救助など「公助」の取組が必要であると同時に、自らの命は自らが守る「自助」、地域での支え合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることが必要となっています。

近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急を始めとする消防需要は増加の一途をたどっており、市民の安全・安心を守るため、盤石な消防・救急体制の構築が求められています。

また、ここ数年、交通事故発生件数は減少傾向であるものの、高齢化の進行とともに交通事故発生件数に占める高齢者の事故の割合が高くなる傾向にあります。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化していく必要があります。また、市民の身近なところで起きる街頭犯罪の割合も高くなっており、安全・安心な生活環境を実現するためには、関係機関と連携しながら、地域における防犯活動を支援していく必要があります。

（４）地球環境問題の深刻化への対応

人間活動に伴う地球環境への負荷はますます増大し、様々な環境問題を引き起こしています。

環境問題の主要な指標である温室効果ガスの排出量について、本市では、人口が多く第 3 次産業が盛んであることなどから、特に民生部門（業務・家庭）及び運輸部門からの排

出量が多い傾向にあります。排出量の削減に向けては、地球温暖化に対する市民や事業者の意識を更に高めるとともに、過度な自動車利用から転換を図る必要があります。また、本市におけるごみの排出量については、ここ数年減少傾向にありますが、市内の最終処分場は、現状のまま埋立てを行った場合、今後 20 年程度で満杯状態になる見込みであることから、ごみ排出量の抑制が喫緊の課題となっています。

これらの課題を解決するため、埋立て量の削減による既存施設の延命や環境負荷の少ない新たなごみ処理システムの構築などを進めるとともに、市民一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直す必要があります。

さらに、近年新たな課題となっているプラスチックごみや食品ロスも含めたごみの排出の抑制に対する高い意識を持って自主的かつ積極的な取組を進める必要があります。

（５）社会の多様性と市民活動の高まりへの対応

本市においては、外国人市民の増加などに併せて、経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や高度情報化が一層進展したことで、国境を越えた人の移動や交流が更に活発化すると見込まれます。

また、人権問題に関しては、子ども、高齢者の人権侵害、障害、性別、外国籍を理由とする差別や偏見、インターネットによる人権侵害、同和問題などがあり、市民、事業者、関係機関等と連携しながら、人権擁護や人権教育、啓発活動等に取り組む必要があります。

このような背景を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

少子高齢化の進行や個々の価値観・ライフスタイルの変化、住民の頻繁な流入・流出、地域社会とのつながりが弱いと考えられている単独世帯や夫婦のみの世帯の増加により、自治会加入率は減少傾向にあり、地域住民の交流や社会とのつながりが希薄化する中で、地域社会の機能低下が懸念されています。

子育て支援や高齢者の見守り、防災や防犯など、地域社会に期待される役割を果たすため、自治会やボランティア団体、NPO、学校、職場など地域の関係機関・団体等の多様な主体による地域の連携の重要性は大きく、今後ますますその活躍が期待されます。地域に暮らす人々が適切に役割を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していくためには、市民の意識啓発を図るとともに、多様な主体の育成や活動支援の充実を推進し、ソーシャルキャピタルを高める必要があります。

第6章 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造とは、「上質な生活都市」、「東日本の中枢都市」の2つの将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格について示すものです。

1 現状と課題

(1) 本市の現状

本市は、北関東・東北地方及び上信越地方から首都圏への玄関口に位置し、新幹線6路線が集まる交通結節点という立地特性に加え、東北自動車道などの高速道路の利便性にも優れ、様々な都市機能の集積があります。

平成28(2016)年に策定された「国土形成計画 首都圏広域地方計画」において、本市が東日本の対流拠点に位置付けられ、対流拠点として必要な機能が求められています。

また、首都圏有数の自然資源として中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川などがあり、様々な生物が生息する緑地や水辺も残されています。

本市では、これまで、様々な都市機能を集積する市街地が河川や緑地などの自然資源に挟まれた都市構造の形成を進めてきました。

さらに、氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として古くから繁栄し、明治期以降も埼玉県の行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきた本市には、盆栽や人形づくり、サッカーなどを始めとする多様な地域資源があります。

(2) 本市の課題

本市においては、既に超高齢社会を迎えており、今後は、人口減少局面をも迎えることが予測されています。

そのような中で、住宅や商業、行政サービスなどの市民生活に必要な都市の機能が拡散・散在することは、中心市街地の衰退、日常生活におけるアクセスの面で利便性が低下するおそれがあります。

また、市街地が拡大することにより、行政コストの増大を招き、財政状況を悪化させることが懸念されています。

2 目指す将来都市構造

本市の特性と課題を踏まえ、以下のような将来都市構造を目指します。

都市機能の集積や豊かな自然環境との共生などにより、質の高い市民生活を支え、多彩な交流を生み出す、「水と緑に囲まれたコンパクト+ネットワーク型の都市構造」を目指します。

目指す将来都市構造の内容については、以下のとおりです。

引き続き、市街地の拡大を抑制しながら都市機能を集約し、市街地が自然環境に挟まれた都市構造を維持しつつ、拠点となる市街地間をネットワークで接続することにより、「上質な生活都市」の実現に向け、市民が、自然環境に身近に触れ合いながら、心豊かな生活を送ることができるよう、市民生活に必要な諸機能を公共交通機関や徒歩、自転車による移動で享受できる生活環境を創出していきます。

また、「東日本の中核都市」の実現に向け、東日本地域の各都市などとのネットワークを強化することにより、各地からヒト・モノ・情報が集まる、東日本の中核としての地位の確立を目指します。

3 将来都市構造を構成する要素

(1) 拠点

本市においては、利便性の高い鉄道沿線を中心に市街地が形成されており、特に鉄道駅周辺には、市民生活に必要な諸機能が集積しています。

これらの諸機能が集積する地区については、以下のとおり、今後も引き続き都市機能を集積する「拠点」として位置付け、この位置付けに応じて各種機能の集積を促進するとともに、集積した機能を活用し、拠点の魅力を高めていきます。

① 都心

大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区を本市の2つの「都心」と位置付けます。

この2つの都心は、本市の顔として、良好な住環境に配慮しつつ、幹線道路網や公共交通機関の利便性を生かしながら、商業・業務機能などの高次な都市機能を集積し、広域的な都市活動や市民生活の拠点としての役割を担います。

2つの都心を包含する区域を「中心市街地」と位置付け、都心間の連携の強化、広域的な都市機能と都市型住宅を誘導するとともに、新たな産業の振興、多様な人々の交流の活性化を図る拠点としての役割を担います。

《大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区》

地区の 現状・特性・ 地域資源等	首都圏広域地方計画において、本市の「大宮」は、東日本の玄関口としての機能を果たし、スーパー・メガリージョンを支える対流拠点として位置付けられ、ヒト・モノ・情報が集まる東日本のネットワークの結節点として連携・交流機能の集積・強化を図るとともに、自然災害に強いという
------------------------	---

	立地特性を生かして、災害時における首都圏のバックアップ拠点機能の強化が求められています。 また、都市再生緊急整備地域として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域に政令で指定されています。 さいたま新都心駅周辺では、更なる居住者の増加が見込まれるほか、地区内の就業人口の増加が限定的であり、それらを踏まえた商業・業務機能等、必要な機能の集積が求められています。 氷川神社や大宮公園、見沼田圃といった歴史文化資源や自然資源に近接しており、また、氷川参道の歩行者専用化の推進など、地域資源の保全・活用に向けた取組を進めています。 様々な主体と連携してまちづくりを推進することを目的として設置された、「アーバンデザインセンター大宮（UDCO）」では、「産＋官＋学＋民」の連携によるまちづくりが進められています。
目指す方向性	大宮駅周辺地区においては広域的な商業・業務機能や交流機能、さいたま新都心周辺地区では広域行政機能、業務機能、文化機能、交流機能などの機能集積を引き続き進め、両地区の連携を深めつつ一体的な都心としての形成を進めます。 また、東日本、ひいては国際社会との交流のための結節点となる「東日本の対流拠点」としての役割を果たし、“ヒト・モノ・情報が集まり、新たな価値を生み出す都心地区”の形成を目指します。

《浦和駅周辺地区》

地区の現状・特性・地域資源等	県の行政の中心地であるほか、商業・業務機能、教育・文化機能が集積しています。 昭和 47（1972）～56（1981）年の市街地改造事業で整備された都市機能の老朽化が進み、今後それらの機能の更新等を図る必要があります。 平成 24（2012）年の湘南新宿ラインの浦和駅停車の実現により、交通結節機能の向上が図られました。 さらに、浦和駅東西連絡通路や浦和駅中ノ島地下通路の開通などにより、歩行者の回遊性も高まっているが、都心としてのにぎわいの創出のため、更なる交通結節機能及び回遊性の向上が求められています。 東京都心との交通アクセス向上や、旧市から引き継いだ「文教都市」というイメージから、子育て世代に人気があり人口が増加しています。 古くは門前町、宿場町として栄えた歴史があり、玉蔵院や調神社に近接するなど、歴史文化資源に近接しています。
----------------	---

目指す方向性	行政機能を担うとともに、商業・業務機能や文化機能を中心とした機能の集積を図り、都心としての形成を進めます。 また、駅周辺における商業機能・文化機能等の集積強化・再形成や回遊性の向上等によるにぎわいの創出と、歴史文化資源や「県都」、「文教都市」といったイメージを生かした、“洗練された伝統と感性豊かな文化が息づく、風格で魅了する都心地区”の形成を目指します。
--------	--

② 副都心

日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区及び岩槻駅周辺地区の4地区を「副都心」と位置付けます。

地域特性を生かした各種都市機能を有し、都心や副都心間で連携を行いつつ、一定規模の都市的サービスを享受できる、都心に次ぐ都市活動や市民生活の拠点として、都心を補完する役割を担います。

《日進・宮原地区》

地区の現状・特性・地域資源等	プラザノース周辺に、公共・公益・商業機能が集積するとともに都市型住宅が立地し、生活利便性が高く、日進駅周辺区でも住宅・商業施設等が立地しています。 また、「大宮盆栽村」や「盆栽美術館」、「漫画会館」といった地域資源に近接しています。 そのほか、三貫清水や鴨川、市民の森、見沼田圃といった自然資源にも近接しています。
目指す方向性	生活利便性の高さに加え、豊かな地域資源を有する周辺地域との連携を図り、身近に文化・自然資源に触れ合える、“便利さと心地よさが融和した副都心地区”の形成を目指します。

《武蔵浦和地区》

地区の現状・特性・地域資源等	市街地再開発事業等により、居住機能のほか、商業・業務機能などの多様な機能の集積が進んでいます。 武蔵浦和駅は埼京線と武蔵野線の乗換駅であり、羽田空港への高速バスや路線バスの発着地ともなっており、交通利便性が高くなっています。 東京都心へのアクセスが良好であり、特に子育て世代の人口が増加しています。 地区内には、別所沼まで繋がる「花と緑の散歩道」や笹目川などの自然資源を有しています。
----------------	--

目指す方向性	駅周辺の高度利用などによる定住人口の増加と交通利便性の高さを生かし、“多彩な交流が生まれ、躍動する副都心地区”の形成を目指します。
--------	---

《美園地区》

地区の現状・特性・地域資源等	大規模な土地区画整理事業による新市街地形成が進められており、子育て世代を中心に人口が増加しています。 東京メトロ南北線・東急目黒線に直結する埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」や、東北自動車道「浦和ＩＣ」を介しての、広域交通利便性が高くなっています。 アジア最大級のサッカー専用スタジアム「埼玉スタジアム２００２」という地域資源を有しています。 地区内を流れる綾瀬川や、近接する見沼田圃といった自然資源を有しています。 スポーツ、健康、環境・エネルギーをテーマとした拠点づくりが進んでいます。 「スマートシティさいたまモデル」の構築に向けた先導事業など、「アーバンデザインセンターみその（UDCMi）」を拠点とした「公民＋学」連携によるまちづくりが進められています。
目指す方向性	埼玉スタジアム２００２などの地域資源を生かしながら、“スポーツ、健康、環境・エネルギーを軸に先端的なライフスタイルを創造する副都心地区”の形成を目指します。

《岩槻駅周辺地区》

地区の現状・特性・地域資源等	城下町・宿場町としての街並みや人形など、歴史・文化を感じさせる古くからの伝統が息づいています。 本市の特色ある文化資源である人形文化の振興を図るとともに、観光振興等にも寄与する拠点施設として「岩槻人形博物館」を整備しています。（令和２（2020）年２月開館予定） 岩槻の歴史や、文化の発信、産業及び観光の振興、並びに地域活性化の拠点であり、地域のにぎわいの創出に寄与するものとして、「にぎわい交流館いわつき」を整備しています。（令和２（2020）年２月開館予定） 地区内を流れる元荒川などの自然資源を有しています。
目指す方向性	城下町、人形のまちとして培った歴史・文化資源などを“磨き、繋げて、歴史と文化が薫り、賑わいのある副都心地区”の形成を目指します。

③ 地域生活拠点

都心、副都心以外の鉄道駅周辺を「地域生活拠点」と位置付けます。商業・サービス機能を主とする日常生活を支える機能を有し、地域における市民生活の拠点としての役割を担います。

④ 地域活動拠点

区役所周辺を地域活動拠点と位置付けます。区役所周辺においては、区役所との併設などにより文化・交流を主とする地域コミュニティをはぐくむための機能を有し、地域における市民活動の拠点としての役割を担います。

⑤ 産業集積拠点

既存の工業団地やその他の拠点以外の交通利便性等に優れた地区を「産業集積拠点」と位置付け、製造業や流通業などの産業機能を集積します。「産業集積拠点」は、業務機能の主な集積拠点にもなる都心や副都心以外の企業活動の拠点としての役割を担います。

(2) 都市軸

「国土形成計画 首都圏広域地方計画」において「東日本の対流拠点」と位置付けられ、「東日本の中枢都市」を目指す本市の都市構造は、東日本や首都圏といった広域的観点の中でとらえる必要があります。

首都圏では、東京を中心として都市機能の集積が放射状に複数形成されており、本市においても東京と北関東・東北地方、また上信越地方とを結ぶ南北方向の道路・鉄道に沿って都市的な機能集積が進んでいます。また、スーパー・メガリージョンの形成に向けた首都圏と東北圏、北陸圏、北海道との連携・融合のためのネットワークの結節点としての役割が求められています。

東京中心部の近郊の地域においては、本市のほか、横浜市・川崎市・町田市・相模原市、八王子市・立川市・多摩市、柏市、千葉市など、東京中心部から環状の方向に拠点的な都市が帯状に連たんしています。これらの拠点的な都市の育成・整備を図るとともに、相互の連携を強化し、東京中心部との適切な機能分担を推進することにより、特に災害時における東京への一極集中のリスクを軽減することが求められています。

このような広域的観点から、広域的な幹線道路や鉄道に沿って、本市の都心・副都心と東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方とを結ぶ南北方向の軸を「南北都市軸」、東京中心部から環状方向に位置する拠点的な都市と本市とを結ぶ東西方向の軸を「東西連携軸」と位置付けます。

① 南北都市軸

南北都市軸は、本市の主軸と位置付け、その機能を強化し、軸上の都市機能の高度化を進め、広域的な都市機能と都市型住宅を誘導することで、本市の都心・副都心と東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方との連携並びに市内の拠点間の連携を強化していきます。

② 東西連携軸

東西連携軸は、広域的には、東京中心部から環状方向に位置する拠点的な都市との連携を促進する機能を有し、南北都市軸との相乗効果によって、東京中心部からの機能分散の受け皿として都市機能の集積と機能の高度化を誘導する役割を担います。

市内においては、拠点間の連携を図りつつ、市域の東西に広がる市街地を結び、市民の交流・連携を促進する役割を担います。

(3) 水と緑のネットワークの骨格

本市は、市街地が河川と緑地に挟まれた構造となっており、市民は、都市生活を享受しつつ、身近に自然に親しみながら暮らすことができます。

市内を流れる河川と河川沿いの低地に広がる緑地は、本市の貴重な環境資産であり、都市構造上の重要構成要素として位置付け、河川沿いの低地帯に緑地を維持し、将来的にも市街地が河川と緑地に挟まれた都市構造を維持していくこととします。

見沼田圃や荒川、元荒川沿いを本市における「緑のシンボル軸」として位置付け、この軸を中心として、主要な河川、街路樹、斜面林等の樹林地、市内に点在する公園などの保全・活用を進めながら、市全域にわたる「水と緑のネットワーク」を形成します。

※イメージ図を挿入

※イメージ図を挿入

4 土地利用の基本方針

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

鉄道などの公共交通の利便性の高い市街地において、集約的な土地利用を図ることを優先するとともに、市街地を取り巻く地域における自然的土地利用を維持・保全し、原則、新たな市街地の拡大を抑制しながら、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を実現していきます。

(2) 都市的土地利用に関する方針

南北方向の鉄道に沿って密度の高い土地利用を促進するとともに、鉄道駅周辺の地域（駅勢圏）においては、都心、副都心などの拠点の位置付けに応じて、中高層の集合住宅や商業・サービス機能等が調和した土地利用を促進し、様々な都市機能の集積を図ります。

駅勢圏の外縁では、戸建住宅と中層の集合住宅を、駅勢圏外においては戸建住宅と低層の集合住宅を主体とした土地利用を促進し、ゆとりある良好な住環境の創出を目指すとともに、防災面や環境面に配慮した利便性の高い市街地の形成を進めます。

(3) 自然的土地利用に関する方針

市街地を取り巻く緑地や水辺空間、農地などの豊かな自然環境と居住空間が調和した地区においては、自然環境の保全と農業の振興を基調としながら、水と緑のネットワークの骨格の形成、また、市民生活に安らぎと潤いを提供する空間として、その活用・創造を図ります。

5 エリアマネジメント

本市では、特に都市機能の集積を図る「都心」、「副都心」において、まちづくりの目指す方向性を定めるとともに、まちづくりの主体となる住民・事業主・地権者等の多様な地域の関係者の理解が進んでいる地区からエリアマネジメントによる取組を促進していきます。

また、「都心」、「副都心」に限らず、エリアマネジメントに必要となる地域住民による主体的なまちづくりへの意識の醸成や、機能の集積などの環境が成熟している地域についても、エリアマネジメントによる取組を促進していきます。

※1 エリアマネジメントとは

ここでいうエリアマネジメントとは、エリアの広狭を問わず、一定の地域において、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、住民・事業主・地権者等の多様な地域の関係者が、保有する資源を出し合い、主体的に行政や専門家・他組織等と協働・連携してまちづくりに取り組むことをいいます。

その取組は、地域における、快適で魅力的な環境の創出や美しい街並みの形成、公共空間の活用、公共施設の維持管理・運営などのほか、ブランド力の形成や地域の伝統・文化の継承など、ソフト的な領域のものも含まれます。

エリアマネジメントを進めていく上では、住民・事業主・地権者等の多様な地域の関係者間における信頼関係や相互理解が不可欠であるため、一定の地域の範囲もこれらの関係性が構築できる範囲となります。

また、例えばエリア内の公共施設の維持管理・運営を行うことにより、エリアマネジメントの実施が効果的になるほか、エリアマネジメントを実施する主体の自立した組織運営に資することとなります。

※2 エリアマネジメントの背景

これまで、我が国では、成長拡大を前提とした、都市基盤整備を中心とした都市づくりが進んできましたが、今後の人口減少により、新しい開発が抑えられ、遊休資産の増加が見込まれる中、これからのまちづくりは、「つくる」（開発する）から、既存ストックを「つかう」（活用・再生する）、維持管理・運営を行い、「そだてる」（魅力・価値の向上）まちづくりへとシフトしていくことが求められています。

急速に進む高齢化、公共施設の老朽化等により、市の財政状況が厳しくなっている一方、ボランティア活動を始めとする社会貢献や地域活動に対する興味・関心が高まっています。

本市では、これまでの都市づくりにおいて、利便性の高い鉄道駅周辺を「拠点」と設定し、都市機能等の集積を促進してきたところであり、特にその中心的な位置付けである都心及び副都心においては、既存ストックが多く集積しており、それらを生かし「そだてる」取組が求められています。

※3 エリアマネジメントの主な効果

エリアマネジメント活動を進めることにより、住民・事業主・地権者のみならず、就業者・来街者にとっても快適で質の高い環境が形成され、来街者の増加による経済活動の活性化やエリア価値の向上など、地域活力が回復・増進することが見込まれます。

また、エリアマネジメント活動に関わることで、住民・事業主・地権者等の地域への愛着や満足度が高まるとともに、活動への関わりを通じた新たな地域コミュニティの形成が期待されます。

そのほか、行政だけでは対応できない複雑な課題に対し、地域を構成する多様な主体が協働・連携することにより、新たな課題解決方法の創出が期待されます。

※4 エリアマネジメントの組織体制

エリアマネジメントを進める上では、円滑な資金調達や地域における合意形成を進めるため、エリアマネジメント団体を組織することが必要です。

エリアマネジメント団体の組織形態は、任意団体としてのまちづくり協議会のほか、NPO、一般社団法人、株式会社など、様々な形態があります。

そして、エリアマネジメント団体が継続的に活動を進めていくためには、地域に関わる多様な主体の信頼と協力体制が必要です。

また、エリアマネジメントを推進していくためには、必要に応じて、まちづくりの専門家からの助言などにより、エリアをプロデュースし、プロモーションすることによるエリアの魅力を生み出すことが必要となります。

本市としても、道路や公園等といった公共施設の所有者などの立場からエリアマネジメントに参画するほか、まちづくりに関する国への認定申請などの手続きや、助言・人的支援など持続的なエリアマネジメント団体の活動に必要な支援を行っていきます。

そのほか、エリアマネジメントを進めていくに当たってはマネジメント団体の自由な発想による積極的なマネジメントが進むよう、例えば地域特性や必要に応じた環境整備（規制緩和、柔軟な制度運用等）、団体が地域に還元する利益を得ることを許容することなどが必要となります。

第7章 計画の推進

第1節 計画の構成

基本計画は、「計画の全体像」、「重点戦略」、「各分野の政策と施策」、「各区の特性と将来像」、「質の高い都市経営の実現」の5部から構成されています。

第1部 計画の全体像

都市づくりの目標である将来都市像、本市を取り巻く時代潮流、本市の魅力と課題、将来都市構造の基本的な考え方、計画の推進などを示しています。

第2部 重点戦略

将来都市像の実現に効率的かつ大きく貢献していく事業を重点化し、最小の資源で最大の効果をあげていくため、「さいたま」の5つの「魅力」を生かして、成長・発展し、未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める2つの重点戦略を示しています。

第3部 各分野の政策と施策

将来都市像の実現に向けて、「コミュニティ・人権・多文化共生」、「環境」、「健康・スポーツ」、「教育」、「生活安全」、「福祉」、「子ども・子育て」、「文化」、「都市インフラ」、「防災・消防」、「経済・産業」の11の分野について、政策と施策を総合的・体系的に示しています。

第4部 各区の特性と将来像

地域の特性を生かし、区民の声を聞きながら、区民と共にまちづくりを進めるため、10区の将来像とまちづくりのポイントなどを示しています。

第5部 質の高い都市経営の実現

市民と行政の協働を基本として、各施策を効率的、効果的に推進していくために、「市民協働・公民連携」、「高品質経営市役所」について、政策と施策を総合的・体系的に示しています。

第2節 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した施策の推進

1 SDGsの推進

本市は、「市民一人ひとりがしあわせを実感できる“絆”で結ばれたさいたま市」、「誰もが住んでいることを誇りに思えるさいたま市」を掲げ、各種施策を確実に行っていくことで、「住みやすい」、「住み続けたい」と思えるさいたま市の実現を目指してきました。この方向性は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念と、まさに一致しています。

また、SDGsの目標（ゴール）には、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活の確保、質の高い教育の提供、持続可能な都市の実現などが掲げられており、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指す、まさに地方創生を推進するものです。

この理念と照らし、生活の場として本市を選択した市民が、「住みやすい」、「住み続けたい」と感じ、本市に対する誇りと愛着を持てるよう、SDGsを意識した施策の推進によって、都市としての更なる利便性の向上、都市と共存する大規模な緑地や水辺を中心とした環境保全、ごみ総排出量削減を中心とした良好な生活環境の確保、災害に対するレジリエンス強化を図り、本市ならではの「住みやすさ」をより一層向上させていき、持続可能なまちづくりを展開することが必要です。

2 本計画における取組の視点

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文では、SDGsの考え方として、ゴールとターゲットは統合され不可分のものであり、統合的解決が必要であることが強調されているとおり、SDGsを意識した施策を推進するためには、経済・社会・環境をめぐる広範な課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的に解決していく視点を持つことが必要です。

本市では、統合的な視点を可視化するため、第3部「各分野の政策と施策」の政策ごとに特に関連の深いと思われるゴールを明記することにより、本市の取組にSDGsの視点を位置付け、複雑化・多様化する課題に対し、分野を超えた連携を促すことで施策や事業の効果を高め、SDGs未来都市として、SDGsの達成、更には「住みやすい」、「住み続けたい」と思えるさいたま市の実現を目指します。



3 各分野の政策と施策におけるSDGsの17のゴールの位置付け

各分野の政策と施策におけるSDGsの17のゴールの位置付けは、以下のとおりです。

項番	ゴール名称	各分野においてゴールを掲げる政策
1	 貧困をなくそう	第6章 福祉 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現 第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現
2	 飢餓をゼロに	第11章 経済・産業 第3節 都市農業の振興
3	 全てのの人に健康と福祉を	第3章 健康・スポーツ 第1節 主体的な健康づくりの推進 第5章 生活安全 第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成 第6章 福祉 第1節 誰もが長生きして暮らせる地域共生社会の実現 第6章 福祉 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現 第6章 福祉 第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現 第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現 第10章 防災・消防 第1節 災害に強い都市の構築

項番	ゴール名称	各分野においてゴールを掲げる政策
4	 質の高い教育を みんなに	第2章 環境 第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現 第4章 教育 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進 第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現 第8章 文化 第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造 第11章 経済・産業 第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興
5	 ジェンダー平等を 実現しよう	第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第2節 人権尊重社会の実現 第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現
6	 安全な水と トイレを世界中に	第5章 生活安全 第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成 第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ
7	 エネルギーをみんな に、そしてクリーンに	第2章 環境 第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現
8	 働きがいも 経済成長も	第6章 福祉 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現 第11章 経済・産業 第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興 第11章 経済・産業 第2節 観光の振興とMICEの推進
9	 産業と技術革新の 基盤をつくろう	第9章 都市インフラ 第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ 第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ 第10章 防災・消防 第1節 災害に強い都市の構築 第11章 経済・産業 第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興

項番	ゴール名称	各分野においてゴールを掲げる政策
10	 人や国の不平等をなくそう	第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第2節 人権尊重社会の実現 第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第3節 多文化共生社会の実現等 第6章 福祉 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現
11	 住み続けられるまちづくりを	第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化 第2章 環境 第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現 第3章 健康・スポーツ 第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進 第5章 生活安全 第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成 第8章 文化 第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造 第9章 都市インフラ 第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ 第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ 第10章 防災・消防 第1節 災害に強い都市の構築
12	 つくる責任、使う責任	第2章 環境 第2節 とともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造 第2章 環境 第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現
13	 気候変動に具体的な対策を	第2章 環境 第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造 第2章 環境 第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現
14	 海の豊かさを守ろう	第2章 環境 第2節 とともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造 第2章 環境 第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

項番	ゴール名称	各分野においてゴールを掲げる政策
15	 陸の豊かさも 守ろう	第2章 環境 第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造 第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ
16	 平和と公正を 全ての人に	第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第3節 多文化共生社会の実現等 第2章 環境 第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造 第5章 生活安全 第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成 第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ
17	 パートナーシップで 目標を解決しよう	第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化 第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第3節 多文化共生社会の実現等 第2章 環境 第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現 第2章 環境 第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現 第3章 健康・スポーツ 第1節 主体的な健康づくりの推進 第4章 教育 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進 第5章 生活安全 第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成 第6章 福祉 第1節 誰もが長生きして暮らせる地域共生社会の実現 第6章 福祉 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現 第6章 福祉 第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現 第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現 第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ 第11章 経済・産業 第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興

第3節 計画の進行管理

1 進行管理の目的

本計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、効果的・効率的に取り組むため、基本計画及び基本計画に基づき策定される実施計画の見直し・改善及び新たな企画立案につながる進行管理を行います。

2 進行管理のための指標

本計画の適切な進行管理を図るため、基本計画等の各施策・事業に対する指標を設定します。

- 総合指標 各施策の状況を包括的な視点で測るものとして設定する指標
- 成果指標 各施策の達成度を測るものとして設定する指標
- 目標指標 (実施計画に掲げる) 各事業の達成度を測るものとして設定する指標

3 P D C Aサイクルに基づく進行管理等

計画の進行管理として、P D C Aサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 見直し・改善）に基づく進行管理を行います。

P D C AサイクルにおけるC h e c k（点検・評価）においては、成果指標・目標指標により施策・事業の進捗状況の検証や将来都市像の実現に必要な課題の把握・分析を行い、必要に応じ、施策・事業の見直し・改善や新たな企画立案を行います。

また、点検、評価では、市の内部における内部評価のほか、有識者や市民による外部評価により実施します。

進行管理に当たっては、常に選択と集中の視点で、限られた経営資源の効果的・効率的な配分を行うことができるよう、計画と予算の連携などを図ります。

4 中間見直しと新たな実施計画

基本計画は、中間期に、それまでの点検を行い、検証、分析等に基づく中間見直しを行います。また、実施計画は毎年度点検を行い、点検結果を踏まえた見直し、改定を行うとともに、基本計画の中間見直しに併せて、新たな実施計画を策定します。

